

# 草加市教育委員会会議録

令和4年第10回定例会



令和4年草加市教育委員会第10回定例会

令和4年10月27日（木）午前9時から  
教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第39号議案 草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について
- 第37号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第38号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第39号報告 令和4年度埼玉県学力・学習状況調査結果の分析について
- 第40号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- 第41号報告 草加市議会9月定例会に係る報告について
- 第42号報告 いじめ重大事態に係る報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み
委 員	峰 崎 隆 司

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	川 西 潤 一
総務企画課長	浅 古 亮 一
学 務 課 長	鈴 木 英 治
指 導 課 長	和 田 卓
教育支援室長	篠 崎 光 浩

○事務局

山 岸 亮

田 村 祐 和

○傍聴人 0人

---

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、ただ今から、令和4年教育委員会第10回定例会を開催いたします。

---

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から前回の会議録を朗読願います。

————— 前回会議録の朗読 —————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了します。

---

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が1件、報告が6件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

---

◎第39号議案 草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

○山本好一郎教育長 初めに、第39号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第39号議案、草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児休業等の承認の請求に係る様式の一部が改正されたことに伴い、草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する必要を認めたものでございます。

改正内容の詳細については、新旧対照表でご説明いたします。草加市立小・中学校職員服務規程第16条の2にある下線部分が引かれている部分ですが、「当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業を申請する場合にあっては、2週間」、それから「当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長する場合にあっては、2週間前」を追記しております。それに伴い、4が削除され、5が4になり、6が5に繰り上げられたものになります。また、4ページにある第6号様式の2、育児休業承認書及び6ページにあります第6号様式の5、育児短時間勤務計画書の様式を変更いたしました。

次に、育児休業取得要件の緩和の概要についてでございますが、父親が取得できる育児休業の請求回数が出産前、出産後それぞれ1回から2回に増えたもの、請求する期限が1か月前から2週間前へと取得の条件が緩和されたこととなります。

なお、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得要件の緩和について、令和4年10月1日より、この法律が施行されていますので、今回の草加市立小・中学校職員服務規程の改正についても令和4年10月1日に施行とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 施行日のことですが、7ページのところに、公布の日から施行し、適用が10月1日からとなっていますね。この意味は、今の説明だと、施行日も10月1日に遡るといいますか。

○説明員 申し訳ありません。公布日から施行し、遡って適用させていただきたいと思っております。

○峰崎隆司委員 分かりました。もう1点です。10ページのところ、新旧対照表の中で、6号様式の2、この承認請求書のところ、6番のところが表の中では「その他」となっていますが、下の方の注意書きを見ると、6は「備考」と書いてあって、おそらく「備考」が正しいのだと思うのですが、「その他」でいいのでしょうか。

○説明員 委員さんのおっしゃるとおりです。「備考」に直させていただきます。

○峰崎隆司委員 分かりました。

○川井かすみ委員 今、峰崎委員がおっしゃられたところで、私も今気がついたので、1

9ページと、11ページの計画書、請求書を見ると、旧には印があって、新には印がないのですが、これは印鑑を押す必要がなくなったということでしょうか。

○説明員 そのとおりでございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 遑ってという話だったのですが、これに既に該当する方は出てきておられるのでしょうか。それから、こうすることによって、手続などが軽減されて、取得率も上がっていくと期待されるものでしょうか。

○説明員 今、まず1つ目の現在というところでは、9月から取得している者が1人おりますが、それが延長するということになれば、2回目がここで取得できるということになります。ただ、10月1日以降、新たにという者は現在はおりませんので、出てきましたらこれを適用させていただくということになります。2つ目のことについては、教育委員会といたしまして、取得の状況が上がってくれることを期待しております。先ほど申しましたとおり、申請の期間が1か月前だったものが、今度は2週間前までと緩和されているので、上がってくることを期待しております。

○小澤尚久教育長職務代理者 周知の方もよろしく願います。

○峰崎隆司委員 2週間となりますと、今度は代員の環境や手続はかなり大変になってきて、教育委員会の負担も、担当者の負担も増えるのかなと思うのですが、なるべく早くから状況を把握しておかないと、人が充てられなくなってしまうと思いますので、その辺もよろしく願います。

○説明員 峰崎委員のおっしゃるとおりです。頑張ってください。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第39号議案については、峰崎委員ご指摘の様式第6号の2、6番を「備考」に修正をして、可決ということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第39号議案については、修正可決とさせていただきます。

---

◎第37号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第37号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明をさせていただきます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て決定すべきところではございますが、緊急に処理をする必要があり、かつ教育委員会を招集するいとまがないと認め、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年10月7日付、職員の人事について専決処理をさせていただきましたので、これをご報告するものでございます。

内容につきましては、病気休職、主事、1件でございます。

休職期間につきましては、令和4年10月7日から令和4年12月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 この方の休職の内容について、支障のない範囲で教えていただければと思います。

○説明員 精神疾患でございます。

○加藤由美委員 何年目の職員でしょうか。

○説明員 11年目の主事の職員でございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第37号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第37号報告については、承認といたします。

---

◎第38号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 次に、第38号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第38号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところではございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年9月30日付で専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告させていただきます。

内容といたしまして、育児休業が小学校教諭1件、こちらは男性になります。育休復帰が小

学校教諭 1 件、退職が小学校教諭 1 件でございます。

発令の内容は、欠員補充、小学校教諭 2 件、代員につきましては、小学校産休代員が教諭 1 件でございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 3 番の退職者の状況について、本採用か臨採か、男性か女性かなど、その辺りを教えてください。

○説明員 退職者の教諭については、市内小学校の 5 年目になる女性の教諭でございます。この教諭は今年度の令和 4 年 4 月 1 日より自己啓発休業を取り、自己啓発で学院に通っていましたが、学院の退学に伴い職も退職したいということになっております。

なお、これについては、欠員補充という形で学校のほうには教員がついておりますので、未配置は生じておりません。

○小澤尚久教育長職務代理者 1 番の男性の育児休業ですが、担任かどうかということと、どれぐらいの期間か教えてください。

○説明員 この男性教諭の育児休業期間については、令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 1 月 9 日までという期間になります。特別支援学級の担任をしておりましたが、今現在は仮担任という形で教務主任等が入って担任をしております。

今、代員については探している最中で、見つかり次第、配置をしたいと思っております。

○小澤尚久教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第 38 号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第 38 号報告については、承認といたします。

---

◎第 39 号報告 令和 4 年度埼玉県学力・学習状況調査結果の分析について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第 39 号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 令和 4 年度埼玉県学力・学習状況調査の結果について、ご報告申し上げます。

この調査は、児童生徒一人ひとりの学力をしっかりと伸ばそうとすることを目的とし、児童生徒にとっては、学力の伸びを確認するとともに、学習意欲の向上に、学校にとっては学力を伸ばした効果的な取組を確認するものでございます。さらに、教員においては、昨年度の学年における指導について、自分で見直す機会となっております。

本年度は令和4年5月11日水曜日に実施しました。調査対象学年及び調査内容につきましては、小学校4年生から6年生までが国語と算数、中学校1年生が国語と数学、中学校2年生と3年生が国語、数学、英語の3教科で実施しました。

25ページから29ページは、同集団における経年変化でございます。数値の右横の丸、黒三角についてございますが、同じ子どもたちの経年変化を見ているものでございまして、白丸は、県との差について昨年度と比べて上昇しているもの、黒三角は、県との差が低下しているものを示しております。例を申し上げますと、25ページの1の(1)小学校5年生の国語のところをご覧ください。県との差が今年度、令和4年度1.0でありまして、昨年度、令和3年度、小学校4年生のところですが、県との差が0.4でしたので、昨年度と比べて0.6ポイント差が向上していることから白丸となっております。小学校においては、国語、算数、5、6年生ともに伸びが見られました。中学校につきましては、国語の1、3年生、数学の3年生に伸びが見られました。単純に県との正答率を比較しますと、小学校では、5、6年の国語、中学校では1から3年生の国語、2、3年生の英語で県の正答率を上回っております。

30、31ページは、調査の結果を踏まえまして、指導の重点をまとめたものでございます。草加市全体を見ますと、学力向上推進事業をはじめとする様々な取組によりまして、学力は伸びてきていると言えます。しかしながら、小学校においては、特に学校間格差が大きくなっていることが課題として挙げられます。埼玉県学力・学習状況調査開始の4年生時点で、既に草加市最上位校と最下位校の平均正答率の差が20ポイント以上ある現状です。低学年からの学びの重要性を再確認し、対応策を考え、支援していかなければならないと考えております。調査結果を踏まえて授業改善を図っていく際に、学力を伸ばした教員の授業や指導訪問等でのよい授業を行っている教員の授業について、広く伝えていくことも必要であると考えております。

続きまして、児童・生徒質問紙調査の結果でございます。特徴的なことを申し上げますと、③番「学校が休みの日に、1日当たり1時間以上勉強しますか。」の項目では、学年が上がるにつれ上昇しております。中学生での勉強のほうの時間が上がっております。⑤番「あいさつ」に関する質問項目で、中学1から3年生で80%を超える割合でできていると答えています。中学校の指導の成果かなと考えられます。⑦番「授業や活動の始まる時刻を守ることができて

いますか。」の項目では、小学校から中学校まで、全学年において80%を達成しております。

この結果につきまして、10月20日、学力向上対策研修会を行いまして、草加市としての全体としての結果の分析・考察、本調査の活用方法について周知をいたしました。管理職、学力向上担当教員対象の全体会を行いました。それだけでなく、教科ごとに分科会を行いまして、本調査の概要や分析、今後の各校の取組についての研修を行いました。

さらに、2月に学力向上対策研修会がありますが、こちらでは12月に実施します草加市学力・学習状況調査の結果報告と活用方法の周知を予定しております。

今後も県学力・学習状況調査の結果の要因分析を授業改善に生かしまして、市教育委員会と学校が共に児童・生徒一人ひとりの学力向上を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 30ページや31ページのところなのですが、成果と今後の指導の重点ということで、このテストをどういかしていくかというのが、重要なところだなと思って見させていただきました。そこで、算数、数学のところ、成果、課題、今後の重点等について見ると、知識・技能的な面については割と述べられている感じがするのですが、数学的な見方、考え方だとか、そういったところの記述というのがもう少しあった方がいいのかな、その辺の実態はどうなのだろうかということを疑問に思ったので、そのところを教えていただければと思います。

○説明員 点数等を見ますと、やはり知識・技能の部分は劣っているところはあります。そこは確実に身につけさせることが大事かなと考えております。また、授業の中で、数学的な見方、考え方について、指導訪問等を通して、伸ばした先生の授業を紹介するというところでやっていかなければと考えております。ここには記述をしておりませんが、そのように指導課としては捉えております。

○小澤尚久教育長職務代理者 そういった観点の問題というのも結構取り上げられているわけですね。

○説明員 そのとおりです。

○小澤尚久教育長職務代理者 そのところも分析していただけると、更にいいと感じました。

○説明員 ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 今、小澤職務代理からあった算数、数学の考え方だとか、思考だとか、

そういったものについては、現状では、どのように捉えていますか。

○説明員 申し訳ありません。すぐには出てきません。

○山本好一郎教育長 では、後ほどお答えをお願いします。

○説明員 分かりました。

○峰崎隆司委員 全体として、草加市の学力が伸びてきているということで、今まで取り組んできた成果かと思います。指導課長も言っていたように、小学校の学校間の格差が大きいというのは、私もここで担当していたときに、学校訪問とかをして、やはり学校の差は随分あるのだなと感じたのが正直なところだったと思います。それで、研修会等もやって、校長や担当者を集めて説明をしたりして、学校に持ち帰って、それが一人ひとりの教員まで周知するということだと思いますが、その辺がまだ十分でないところがあるのと、それから保護者向けの結果の伝え方とか、児童生徒の個別のシートがあったと思いますが、そういうものの活用状況はいかがでしょう。

○説明員 各学校ですが、結果が届きましたら、その結果シートについては、すぐに保護者へお渡しをします。2学期に個人面談等がありますので、小学校につきましては、そこで全国学力・学習状況調査と、また埼玉県はこの学力・学習状況調査のシートを、また学校に保管してあるものも含めて、そこでお示しして、伝えるようにしている学校が多いです。

○峰崎隆司委員 分かりました。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

---

◎第40号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 次に、第40号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第40号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について、ご説明いたします。

9月27日実施、第4回の審議の結果についてご説明させていただきます。

諮問事項1、障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置1をご覧ください。1の調査依頼人数、調査実施人数は8人でございます。

障がいの種類の判断については、2にございますとおり、知的障害が2人、情緒障害等が6人ございました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的

障害と判断された2人とも、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。情緒障害等と判断された6人のうち1人が、市教育支援室等の支援を受けながら通級学級で指導することが望ましい、4人が、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい、1人が、特別支援学校（知的障害）で指導することが望ましいと判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導：ことば・きこえをご覧ください。児童・生徒に係る特別な教育措置2についての調査依頼は今回はございませんでした。

次に、諮問事項（2）障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1をご覧ください。今回の調査依頼人数、調査実施人数は31人で行いました。

障がいの種類の判断については、2にございますとおり、知的障害が6人、情緒障害等が24人、肢体不自由が1人で行いました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にありますとおり、知的障害の6人のうち1人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、5人は、特別支援学校（知的障害）で指導することが望ましいと判断されました。情緒障害等の24人のうち7人が、通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、17人が、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。肢体不自由の1人ですが、特別支援学校（肢体不自由）で指導することが望ましいと判断されました。

就学予定児に係る特別な教育措置2についての調査依頼は今回はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 前回、トータル数が分かりにくいということでお願いをいたしました。今日頂いた参考資料の中で、一覧にさせていただきました。対応いただきどうもありがとうございました。

○川井かすみ委員 判断一覧、とても見やすく、ありがとうございます。まず1点目、小学校6年生で特別支援学校と判断されたお子様については、その後、中学校ではどのような就学を考えていらっしゃるのでしょうか。それから2点目ですが、就学時で5人のお子様は知的の学校、お二人の方が肢体不自由学校ということなのですが、市内の地域の学校にご希望されて

いるというケースはありませんでしょうか。そういった情報をよろしくお願ひいたします。

○説明員 まず、小学校6年生のほうの特別支援学校さんのほうの判断が出ているお子様ですが、既にかがやきさんのほうの見学を終えておりまして、保護者の方はかがやきのほうに就学いたしますということで、お話をいただいております。その後の細かなところの支援の方法につきましても、今、担当がかがやきと詰めているところでございます。続きまして、就学時の知的特別支援学校と肢体特別支援学校を希望というところなのですが、まず、肢体不自由のお子様について、既に見学は終えておりまして、越谷特別支援学校に進学するというお話をしていただいております。それから、通級の5人につきましても、2人の方が、現在のところ特別支援学校に進むということで決定されているようですが、他の3人の方は、現在市内の学校か特別支援学校か悩んでいるということですので、見学を交えながら進めているところでございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 情緒障害等のところですが、通級指導教室での指導を受けながらということで、7人の就学予定見のお子様がお世話になることが書いてあります。今ある通級指導教室は、栄小学校と氷川小学校で、週1回とか限られている状況だと思うのですが、各学校で、お子様が過ごしていくに当たって、特別支援学級や少人数指導の方などのサポートというのは、難しいことなのかもしれませんが、今はどのような体制になっていますでしょうか。

○説明員 通級指導教室は、小澤委員からありましたとおり、市内の4校において週に1回通ってというところなのですが、それ以外のところとなりますと、学校対応にはなってしまうのですが、お子様の状況によって、通常学級で活動していても、支援学級の方に、教科によって通級という形で行っていたり、支援員や補助員を、その時間うまく配置をしていただいて、サポートに当たっていただいているなどの対応を行っているところがございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。やはり、その区分けが難しいところもあると思いますし、先生方は大変だと思うのですが、今いろいろと抱えているお子様たちがたくさん出てきていると思うので、柔軟に対応していただけるとありがたいです。今後もよろしくお願ひいたします。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

---

#### ◎第41号報告 草加市議会9月定例会に係る報告について

○山本好一郎教育長 次に、第41号報告につきましても、総務企画課長より説明させます。

○説明員 それでは、令和4年草加市議会9月定例会に係る報告をさせていただきます。

会期でございますが、9月1日から9月26日までの26日間開かれ、提出されました議案は28件、このうち教育委員会に係る議案は2件でございます。議案につきましては全て可決、原案可決が16件、同意2件、認定10件とされております。

続いて、議案質疑についてでございますが、3人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は2人の議員から質疑がございました。質疑の要旨でございますが、1件目は、無所属の大里議員から、学校施設維持管理事業（小学校・中学校）に係る補正予算の内容につきまして、2件目は、市民共同の佐藤憲和議員から、学校施設維持管理事業（小学校・中学校）に係る補正予算の内容についてとなっております。

次に、一般質問でございますが、10人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は4人の議員から質問がございました。その項目につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、公明党の金井議員からは、草加寺子屋について、続いて、障害児・者の支援に係る事柄についての質問が行われました。

2人目の草加自民の田中議員からは、教職員の働き方改革についての質問が行われました。

3人目の市民共同の佐藤憲和議員からは、小・中学校における熱中症対策及び水泳授業についての質問が行われました。

4人目の同じく市民共同の斉藤議員からは、学校給食についての質問が行われました。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 佐藤憲和議員の質問に対する回答の中なのですが、50ページの上から2つ目の③のところ、熱中症対策のことで、日傘の使用については、32校中31校で認めておりと回答しているのですが、これ、どこか中学校で認めていないところがあるということなのでしょうか。

○説明員 中学校でございまして、両新田中学校でございます。

○峰崎隆司委員 両新田中学校ですか。これ何か理由があるのですか。

○説明員 特には聞いておりません。

○峰崎隆司委員 分かりました。もう一つ、字が漏れているかというだけの話なのですが、51ページのところで、教育長答弁のところ、上から7行目のところの、ガイドラインに基づいた対応の徹底を図ると、「と」が1個抜けていると思います。

○説明員 そのとおりでございます。申し訳ございません。

○小澤尚久教育長職務代理者 47ページの田中議員からの教職員の働き方改革についてというご質問があったように、また、さらに教育長への再質問があったりして、議員の中からも、こういったところに関心というか、焦点を当てていただいている方が更に出てきているのだなということをおもいました。議員には、こういうふうに分かっていただけていると思うのですが、これを更に市民の皆さんに向けて根気強くやっていくことが重要だと思うので、このような教育長からの言葉も含めて、市民の皆さんへの周知を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○説明員 こちらの概要につきましては、教育委員会のホームページにも掲載してまいりたいと考えております。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。お願ひします。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

---

◎第42号報告 いじめ重大事態に係る報告について

○山本好一郎教育長 それでは、本日、追加提出いたしました案件に移りたいと思ひます。この案件は個人情報に係ります事柄でございますので、秘密会としたいと思ひますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 それでは、第42号報告につきましては秘密会とさせていただきます。説明者は残り、それ以外の方は退室してください。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

○山本好一郎教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第42号報告につきましては、教育長に対する事務委任規則に基づき報告いたしました。

---

◎その他

○山本好一郎教育長 続きまして、その他の報告がございましたら、お願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○山本好一郎教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会でございますが、第11回定例会を11月22日の火曜日、時間は本日と同じ午前9時から、教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

○山本好一郎教育長 それでは、先ほどの指導課の算数、数学の課題把握は答えられますか。指導課長、お願いします。

○説明員 先ほどの数学的な考え方の部分なのですが、埼玉県の学力・学習状況調査の中で、評価の観点としまして、思考判断、表現という領域、評価の観点がございます。こちらの草加市の結果を見ますと、小学校4、5年生で県の平均値を下回っている結果が出ております。小学校6年生、中学校1年生、中学校2年生につきましては県の平均を上回っています。中では、中学校1年生につきましては、2ポイント以上上回っている部分がありまして、かなり伸びているところもございます。中学校2年生につきましては、中学校1年生、中学校2年生で、両方引き続き上回っているというような状況です。中学校3年生につきましては県の平均を下回っております。ただ、県を下回っている小学校4年生、5年生等につきましては、昨年度から比べますと、5年生ですが、県との差が縮まっている部分がありまして、伸びが見られるところもございますが、まだまだ課題というところもございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 よろしいですか。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました

午前10時20分 閉会